

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第7号

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章から第3章まで <省略>	第1章から第3章まで <省略>
<u>第4章 乳児等のための支援給付（第28条—第36条）</u>	
<u>第5章 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等</u>	<u>第4章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者</u>
第1節 特定教育・保育施設（第37条—第41条）	第1節 特定教育・保育施設（第28条—第32条）
第2節 特定地域型保育事業者（第42条—第46条）	第2節 特定地域型保育事業者（第33条—第37条）
第3節 特定乳児等通園支援事業者（第47条—第54条）	
第4節 業務管理体制の整備等（第55条）	第3節 業務管理体制の整備等（第38条）
第5節 特定子ども・子育て支援提供者（第56条—第58条）	第4節 特定子ども・子育て支援提供者（第39条—第41条）
第6章 雑則（第59条・第60条）	第5章 雑則（第42条・第43条）
附則	附則
<u>第4章 乳児等のための支援給付</u>	

(認定の申請)

第28条 府令第28条の2第1項の申請書は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書によるものとする。

(支給認定証)

第29条 法第30条の15第3項の認定証は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）によるものとする。

(認定の申請の却下の通知)

第30条 市長は、法第30条の15第1項の規定による申請について、当該申請に係る保護者が乳児等のための支援給付を受ける資格を有すると認められないときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請却下通知書により、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

(受給事由の消滅の届出)

第31条 乳児等支援給付認定保護者は、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき、又は他の市町村の区域内に居住地を有することとなったときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、乳児等支援給付認定子どもが満3歳に達したことにより支援対象小学校就学前子どもに該当しなくなったときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出は、乳児等支援支給認定証を添付して行うものとする。

(乳児等支援給付認定の取消しの通知)

第32条 府令第28条の25第1項及び第2項の規定による通知は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書により行うものとする。

(乳児等支援給付認定の変更の届出)

第33条 府令第28条の26第1項の届書は、乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定変更届出書によるものとする。

2 市長は、府令第28条の26第1項の規定による届出があったときは、乳児等支援支給認定証に変更後の府令第28条の22第1項各号に掲げる事項(府令第28条の24各号に掲げる事項に該当しないものを除く。)を記載し、当該届出に係る乳児等支援給付認定保護者に返還するものとする。

(支給認定証の再交付の申請)

第34条 府令第28条の27第2項の申請書は、乳児等支援支給認定証再交付申請書によるものとする。

(法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設の利用状況の報告)

第35条 府令第28条の29第1項の書類は、企業主導型保育事業利用報告書によるものとする。

2 府令第28条の29第2項の書類は、企業主導型保育事業利用修了報告書によるものとする。

(特定乳児等通園支援事業者による乳児等支援給付費の請求)

第36条 法第30条の20第7項の規定による請求は、乳児等支援給付費に係る請求書により行うものとする。

2 市長は、特定乳児等通園支援事業者に対し、前項の請求に関し必要な書類の提出を求めることができる。

第5章 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第4章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

<p>(確認の申請)</p> <p><u>第37条</u> <省略></p> <p>(確認の変更の申請)</p> <p><u>第38条</u> <省略></p> <p>(変更の届出等)</p> <p><u>第39条</u> <省略></p> <p>(確認の辞退)</p> <p><u>第40条</u> <省略></p> <p>(確認の取消し等)</p> <p><u>第41条</u> <省略></p> <p>(確認の申請)</p> <p><u>第42条</u> <省略></p> <p>(確認の変更の申請)</p> <p><u>第43条</u> <省略></p> <p>(変更の届出等)</p> <p><u>第44条</u> <省略></p> <p>(確認の辞退)</p> <p><u>第45条</u> <省略></p> <p>(確認の取消し等)</p> <p><u>第46条</u> <省略></p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 特定乳児等通園支援事業者</u></p> <p>(確認の申請等)</p> <p><u>第47条</u> 府令第44条の2において準用する府令第39条の申請書は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書によるものとする。</p> <p><u>2</u> 市長は、府令第44条の2において準用する府令第39条に規定する者について、同条各号に掲げる事項のうちに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の認可その他の手続により市長が把握している事項があるときは、当該事項に係る申請書への記載又は書類の提出を省略させることができる。</p> <p><u>3</u> 市長は、法第54条の2第1項の確認をした</p>	<p>(確認の申請)</p> <p><u>第28条</u> <省略></p> <p>(確認の変更の申請)</p> <p><u>第29条</u> <省略></p> <p>(変更の届出等)</p> <p><u>第30条</u> <省略></p> <p>(確認の辞退)</p> <p><u>第31条</u> <省略></p> <p>(確認の取消し等)</p> <p><u>第32条</u> <省略></p> <p>(確認の申請)</p> <p><u>第33条</u> <省略></p> <p>(確認の変更の申請)</p> <p><u>第34条</u> <省略></p> <p>(変更の届出等)</p> <p><u>第35条</u> <省略></p> <p>(確認の辞退)</p> <p><u>第36条</u> <省略></p> <p>(確認の取消し等)</p> <p><u>第37条</u> <省略></p>
---	---

ときは、法第54条の3において準用する法第53条の規定による公示をするほか、当該確認に係る者に対し、特定乳児等通園支援事業者確認通知書により、その旨を通知するものとする。

。

4 市長は、法第54条の2第2項の規定による申請があった場合において、同条第1項の確認をしないときは、当該申請に係る者に対し、特定乳児等通園支援事業者確認申請却下通知書により、その旨を通知するものとする。

(確認の変更の申請等)

第48条 府令第44条の2において準用する府令第40条の申請書は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書(利用定員の増加)によるものとする。

2 市長は、府令第44条の2において準用する府令第40条に規定する者について、同条各号に掲げる事項のうち、法第54条の2第2項の規定による申請の際に市長に提出している事項(前条第2項の規定により省略させた事項を含む。)であってその内容に変更がないものがあるときは、当該事項に係る申請書への記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、府令第44条の2において準用する府令第40条に規定する者に対し、同条各号に掲げる事項以外の事項であって市長が必要と認めるものを記載した書類の提出を求めることができる。

4 市長は、法第54条の3において準用する法第44条の規定による申請があった場合において、法第54条の2第1項の確認の変更をしたときは特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書により、当該確認の変更をしないときは特定乳児等通園支援事業者確認変更申請却下通知書により、当該申請に係る者に対し、その旨を通

知するものとする。

(変更の届出等)

第49条 府令第44条の2において準用する府令第41条第1項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）により行うものとする。

2 府令第44条の2において準用する府令第41条第3項において準用する府令第34条の書類は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）によるものとする。

3 前2項の届出書には、府令第44条の2において準用する府令第41条第2項に定めるもののほか、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(確認の辞退)

第50条 法第54条の3において準用する法第48条の規定による法第54条の2第1項の確認の辞退は、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書を市長に提出することによって行うものとする。

(報告等)

第51条 法第54条の3において準用する法第50条第1項の規定による報告又は物件の提出若しくは提示の命令は、報告等命令書により行うものとする。

2 法第54条の3において準用する法第50条第1項の規定による出頭の求めは、出頭要求書により行うものとする。

(勧告、命令等)

第52条 法第54条の3において準用する法第51条第1項の規定による勧告は、措置勧告書により行うものとする。

2 法第54条の3において準用する法第51条第2項の規定による公表は、市のホームページへの掲載により行うものとする。

3 法第54条の3において準用する法第51条
第3項の規定による命令は、措置命令書により
行うものとする。

4 法第54条の3において準用する法第51条
第4項の規定による公示は、市のホームページ
への掲載及び市の掲示板への掲示により行うも
のとする。

(確認の取消し等の通知)

第53条 法54条の3において準用する法第5
2条第1項の規定により、法第54条の2第1
項の確認を取り消し、又はその効力の全部又は
一部の効力を停止したときは、法第54条の3
において準用する法第53条の規定による公示
をするほか、当該取消し又は停止に係る者に対
し、特定乳児等通園支援事業者確認取消・停止
通知書により、その旨を通知するものとする。

(公示の方法)

第54条 法第54条の3において準用する法第
53条の規定による公示は、市のホームページ
への掲載及び市の掲示板への掲示により行うも
のとする。

第4節 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第55条 <省略>

第5節 特定子ども・子育て支援提供者

(確認の申請)

第56条 <省略>

(変更の届出等)

第57条 <省略>

(確認の辞退)

第58条 <省略>

第6章 雑則

(様式)

第59条 <省略>

第3節 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第38条 <省略>

第4節 特定子ども・子育て支援提供者

(確認の申請)

第39条 <省略>

(変更の届出等)

第40条 <省略>

(確認の辞退)

第41条 <省略>

第5章 雑則

(様式)

第42条 <省略>

<p>(委任)</p> <p><u>第60条</u> <省略></p> <p>別表 (第13条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;"><省略></div> <p>備考</p> <p>1から7まで <省略></p> <p>8 この表の「里親」とは、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親であって、教育・保育給付認定保護者（法第19条第3号に掲げる区分に限る。）をいう。</p> <p>9から14まで <省略></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第43条</u> <省略></p> <p>別表 (第13条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;"><省略></div> <p>備考</p> <p>1から7まで <省略></p> <p>8 この表の「里親」とは、児童福祉法<u>(昭和22年法律第164号)</u>第6条の4第1項に規定する里親であって、教育・保育給付認定保護者（法第19条第3号に掲げる区分に限る。）をいう。</p> <p>9から14まで <省略></p>
--	---

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。